

## パブリックコメントにおける意見及び県の対応案

### 5 提出時期について

番号	意見の概要	県の対応案	意見数
1	出店計画等の情報提供を早期に行い関係との十分な協議の確保をするために、「出店概要書」「地域貢献計画書」の届出時期の早期化を要望する。特に出店概要書について、大店立地法については届出の3か月前とされているが都市計画法、農地法、建築基準法は申請をするときになっている。これでは着工の前に概要を知ることができないので、建築基準法も(都市計画法、農地法も)3か月前に概要書を出すようにするのがよい。	建築基準法が改正され、建築確認申請後の変更が困難になったことから、建築確認申請前にかかり細部の店舗計画ができていたことが予想されますので、提出時期を建築基準法の確認申請の3ヶ月前とさせていただきます。なお、開発行為許可や農地転用には必ずその後の建築確認申請が必要となりますので、この2つについてはその申請前で問題ないものと考えます。 ただし、地域貢献計画書については早期よりもむしろ、できるだけ中身が固まってから提出いただくべきという観点から開店の6个月前に提出いただくこととしております。	163
2	地域貢献計画書の提出・公開は開店の6ヶ月前ではなく、出店概要書と同時に提出すべきである。	出店概要書は住民・行政機関等との事前協議の充実を図るため、関係諸法令の手續前に提出を求めるものであるものに対して、地域貢献計画書は出店計画が確定した後に、自主的な地域貢献を促すため提出をお願いするものです。	1

### 6 施行及び適用時期について

番号	意見の概要	県の対応案	意見数
1	こうしたガイドラインは、不動産の利用用途を著しく制限することにより、資産価値の変動を齎すものである。国家の都市計画法同様に、最低限1年6ヶ月を周知徹底の期間としてみるべきではないか。	本ガイドラインの施行によって直ちに立地の規制がかかることはなく、市町村が都市計画法手続きを行って初めて規制がかかるものであることから、4月1日の施行で問題ないものと考えます。	9

### 7 その他

番号	意見の概要	県の対応案	意見数
1	各地の特産品の販路拡大の仕方についてのPR及び専門家の派遣をお願いする。	県及び市町村並びに各種団体の支援制度をご活用ください。	1
2	魅力ある個店づくりは商店街の個々の努力だが時代に則した店にする努力の応援があると皆様動きやすい。具体的には店構えやソフト等の応援が必要である。次世代に税制での優遇があればもっと助かる。	今後の施策検討の参考にさせていただきます。	1